検 定 意 見 書

受理番号 29-28	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
1	51		１段１小節の上「オブリガート」	生徒にとって理解し難い表現である。 （用語の説明が不足している。）	3-(3)
2	76 － 77		④のパートの各段の「ヘ音記号」	楽譜の表記が不適切である。 （リコーダーの音域と整合しない。）	固有 3-(1)
3	84	2 － 4	「ソナタをつくろう」及び「ソナタの簡潔な形であるソナチネをつくってみよう」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソナタとソナタ形式を混同するおそれがある。）	3-(3)
4	98	中	左３行「常盤津節」	誤記である。	3-(2)
5	102	左中	「歌声合成ソフト初音ミク」及びその図版	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （図版のキャラクターが歌声合成ソフトであるかのように読み取れる。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-38	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
1	95	中右	「著作権者」を示す図版	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （著作隣接権及びそれに関する内容が著作権者を示す枠の中に書かれているため、誤解するおそれがある。）	3-(3)
2	98	中	オルガン曲「目覚めよ、と呼ぶ声あり」の６行の「原曲」と「３つの声部の重なり」の図版中の「原曲」（３か所）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「原曲」が何を指し示しているのかが、分かりにくい。）	3-(3)
3	103	中	「シュプレヒシュティンメ」の１～２行「固定された音高で歌わず、叫んだりうなったり語ったりする独特の歌唱法」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （叫んだりうなったり）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-45	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
1	19	下	「cantabile e tenuto la melodia…歌うように、また旋律を滑らかに」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（滑らかに）	3-(3)
2	57		５段５小節	楽譜の表記が不適切である。（リピート記号）	固有 3-(1)
3	67	下	「Ｆ形式」の右「ここでは、楽節と動機、形式に関連した内容について学び・体験します。」及び下の「いろいろな形式」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（動機について触れられておらず、また体験に該当する事項がない。）	3-(3)
4	75		「こいのぼり」の２段５小節、３段５小節及び「かたつむり」の１段６小節の「指くぐり」	生徒にとって理解し難い表現である。（「こいのぼり」の３段３小節の「指くぐり」と指の動き方が異なる。）	3-(3)
5	77	下	「おばけなんてないさ」の１段１小節の「ニ長調」	誤りである。	3-(1)
6	132	左下	「バス・クラリネット」の６行「交響曲第３番／ロベルト・シューマン」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（バス・クラリネットの特徴等を捉えることのできる作品であるかのように読み取れる。）	3-(3)
7	134	中	「ジュゼッペ・ヴェルディ」の左２～３行「全７曲からなる長大なレクイエムである。」	生徒にとって理解し難い表現である。（レクイエムについての説明が不足している。）	3-(3)
8	136	上	「ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン」の左11～12行「流暢」のルビ「りゅうれい」	誤記である。	3-(2)
9	137	下	「アレクサンドル・グラズノフ　サクソフォーン四重奏曲」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（「譜例１」及び「譜例２」が何を示しているのかが、分かりにくい。）	3-(3)
10	137	下	「アレクサンドル・グラズノフ」の下の「譜例２」の「ソプラノ」及び「アルト」	不正確である。（指し示しているパートの音符）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-45	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
11	138	上	「ヨハネス・ブラームス」の右14～17行「冒頭で提示された主題（譜例４）は、31の変奏の低声部にほぼそのままの形で一貫して鳴り響いている（譜例５）。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （主題が低声部にほぼそのままの形で一貫して鳴り響くとは言い難い。）	3-(3)
12	138	中右	「p.88『交響曲第１番』から第４楽章」	誤記である。 （該当ページにその楽曲がない。）	3-(2)
13	140	上	「アルノルト・シェーンベルク」の右６行「それを減５度下げた音列（Ａ２とする）」	生徒にとって理解し難い表現である。 （同ページ下の「『ピアノ組曲』の音列」では、「基本形を減５度上げた形Ａ２」と記載されている。）	3-(3)
14	140	下右	「逆行形を減５度下げた形Ｃ２」の下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 （「逆行形Ｃ１」の下の楽譜の各音に対して、減５度上げた音や減５度下げた音などが混在している。）	3-(3)
15	140	下右	「反行形」の下の楽譜の「長７度」（２か所）	不正確である。	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検　定　意　見　書

受理番号 29-23	学校 高等学校	教科 芸術	種目 美術Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
1	2 － 45		図書全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 （A表現（１）の彫刻）	1-(3)
2	7	右下	説明文3-5行 この部屋では、矩形の空を見つめていると、	不正確である。 （矩形）	3-(1)
3	21	左上	阿古陀形兜　夏草　キャプション 2004	誤りである。 （2004）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検　定　意　見　書

受理番号 29-30	学校 高等学校	教科 芸術	種目 美術Ⅲ	学年

番号	指摘箇所 ページ	指摘箇所 行	指摘事項	指摘事由	検定基準
1	25	右中	アクセサリー型防犯装置　図版内 WISEWEAR	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。 （WISEWEAR）	2-(7)
2	30	上	大会を彩るグラフィック リード文　2－3行 1972年のミュンヘン大会では、水色や黄色を基調とした公式カラーの配色に基づき、	不正確である。 （黄色）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-29	学校 高等学校	教科 芸術	種目 書道Ⅲ	学年

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	16	右下8	心は打ち砕けんばかりです。 の後	不正確である。 （訳文の脱落）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。